

✈ 旭川空港周辺の建造物等設置制限について（空港制限表面）



旭川空港周辺では、空港に離着陸する航空機の安全を確保するために周辺の一定区域(下図の赤枠内)を障害物がない状態にしておく必要があります。

そのため、航空法で「制限表面」を設定し、次に示す行為に制限を設けています。

※詳細は①「制限表面について」をご覧ください。

建造物等設置制限

制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件（テレビアンテナや工専用クレーン等も含まれます）を設置・植栽・留置することを禁止しています。

これらに違反すると、設置し、植栽し、又は留置した物件の所有者その他の権原を有する者に対して、除去を求めたり（航空法第49条、第56条の3）、50万円以下の罰金（航空法第150条）に処されることがあります。

そのため、空港周辺で建築物等の設置する場合には申請が必要です。

建築物等設置許可申請

※申請書は②「旭川空港周辺にける物件の制限等について（照会）」をご覧ください。



(お問合せ・提出先)

北海道エアポート株式会社 旭川空港事業所 電話 0166-83-2200（平日9:30～12:00及び13:30～17:00）

無人航空機(ドローン・ラジコン・農業散布ヘリコプター等)飛行制限

有人の航空機に衝突するおそれや、落下した場合に地上の人などに危害を及ぼすおそれが高い空域（制限表面等、空港等の周辺の上空の空域）で、無人航空機を飛行させることは、原則として禁止されています。無人航空機の重量にかかわらず、空港等の周辺の上空の空域において飛行させるには、許可が必要です。

飛行させる場所に関わらず、無人航空機を飛行させる場合には、航空法第132の2に従わなければなりません。これらに違反すると50万円以下の罰金（航空法第157条の4）に処されることがあります。

飛行高さが制限表面高さを超えるか不明な場合は

北海道エアポート株式会社 旭川空港事業所（電話0166-83-2200）までお問い合わせください。

飛行高さが制限表面を超える場合は、旭川空港の許可を得てから、飛行に関して国土交通大臣への許可申請が必要となります。

(連絡先)

国土交通省東京航空局新千歳空港事務所

航空管制運航情報官 電話（平日）0123-23-4195

（土日祝日）0123-23-4102

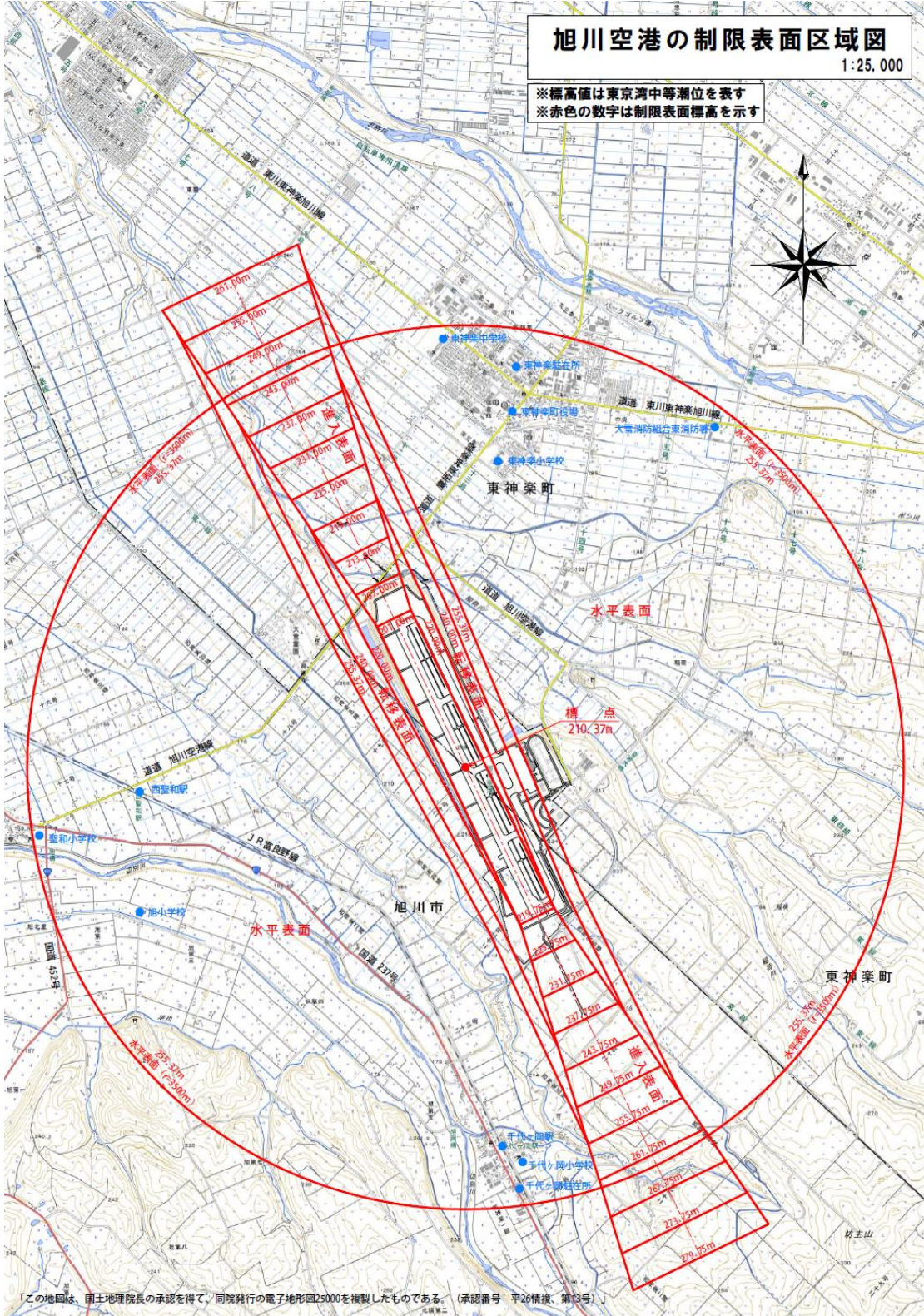


※依頼書は③「無人航空機の飛行に関する調整依頼書」をご覧ください。

旭川空港の制限表面区域図

1:25,000

※標高値は東京湾中等潮位を表す
※赤色の数字は制限表面標高を示す



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平26情機、第13号)